

育英大学学位規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び育英大学学則（以下「学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、育英大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。
教育学部教育学科 学士（教育学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第26条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議を経て卒業を認定したときは、別記様式により学位記を交付して学位を授与する。

(学位の名称)

第5条 本学から学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「育英大学」の名称を付記する。

(学位授与の取消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、教授会の議を経て授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成30年3月13日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

学位記

氏名

令和 年 月 日生

本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（教育学）の学位を授与する

令和 年 月 日

育英大学

学長

氏

名

印

学第 号